改定後の水道料金

【基本料金】(2カ月当たり・税抜き)

メーター口径	現行料金	新料金	差額
13mm	1,380円	1,520円	140円
20mm	1,800円	2,100円	300円
25mm	3,600円	4,220円	620円
30mm	8,200円	9,600円	1,400円
40mm	19,000円	22,200円	3,200円
50mm	37,000円	43,200円	6,200円
75mm	67,000円	78,400円	11,400円
100mm	90,000円	105,400円	15,400円
150mm	180,000円	210,600円	30,600円

【水量料金】(1 mにつき・2 カ月当たり・税抜き)

使用水量	現行料金	新料金	差額
1∼20m³	65円	70円	5円
21~40m³	110円	115円	5円
41~100m³	125円	130円	5円
101㎡∼	145円	145円	0円

料金の計算方法の例 メーター □径20mmで2カ月に 45㎡の水道を使用した場合

基本料金 2,100円

1,400円 (20㎡×70円) 水量料金(1~20㎡) 水量料金(21~40㎡) 2,300円 (20㎡×115円) 水量料金(41~100㎡) 650円 (5㎡×130円)

消費税(10%) 645円 合計 7,095円

【新料金早見表】一般家庭で主に使用されている水道メーター口径13mmと20mmの場合(2カ月当たり・税込み)

水量	□径		
小里	13mm	20mm	
0 m³	1,672 円	2,310 円	
10m³	2,442 円	3,080 円	
20m³	3,212 円	3,850 円	
30m³	4,477 円	5,115 円	
40m³	5,742 円	6,380 円	
50m³	7,172 円	7,810 円	

水量	□径		
小里	13mm	20mm	
60m³	8,602 円	9,240 円	
70m³	10,032 円	10,670 円	
80m³	11,462 円	12,100 円	
90m³	12,892 円	13,530 円	
100m³	14,322 円	14,960 円	

改定後の下水道使用料

【基本料金】(2カ月当たり・税抜き)

現行料金	新料金	差額
900円	1,400円	500円

【水量料金】(1 ㎡につき・2 カ月当たり・税抜き)

使用水量	現行料金	新料金	差額
1~20m³	53円	58円	5円
21~50m³	93円	95円	2円
51~100m³	106円	106円	0円
101~500㎡	109円	109円	0円
501㎡~	113円	113円	0円

使用料の計算方法の例 2カ月に45㎡の汚水を下水

道に流した場合

基本料金 1.400円

水量料金(1~20㎡) 1,160円 (20㎡×58円) 水量料金(21~50㎡) 2,375円 (25㎡×95円)

消費税(10%) 493円 合計 5,428円

【新使用料早見表】(2カ月当たり・税込み)		
水量	使用料	
0 m³	1,540 円	
10m²	2,178 円	
20m²	2,816 円	
30m²	3,861 円	
40m³	4,906 円	
50m³	5,951 円	
60m ³	7,117 円	
70m³	8,283 円	
80m³	9,449 円	
90m³	10,615 円	
100m³	11,781 円	



水道料金等審議会で審議を行いました

水道料金・下水道使用料の改 定について、水道料金等審議会 で審議を行いました。審議会の 会議録は市ホームページで確認



ページ

なり、市民生活に大きな影響 を与える恐れがあることから 計画的に更新する必要があり ます。また、災害発生時の被 ますがで進めなければなりま 述やかに進めなければなりま

中長期的な経営の基本計画

水道料金の改定

理をしている人は、下水道使用料はか槽の使用者が支払う料金です。個人で※下水道使用料は公共下水道・農業集定します。ご理解とご協力をお願いし

水道使用料はかかりませ

(30)

2 7

個人で浄化

槽を設置して汚水処

農業集落排水施設・市設置浄化

します。

いくため、令和6年水道事業および下

令和6年4月1日から水道料金と下水道使用料を改成および下水道事業を将来にわたり安定的に継続して

化した水道管では、漏水化した水道管では、漏水のでいます。また、 のたものもあります。また、 のたものもあります。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 のでいます。また、 り水が発生する可能性が高く化した水道管では、漏水や濁過したものもあります。老朽 道管や水道施設は昭和40年代的に供給してきましたが、水で安全で安心な水道水を安定本市の水道事業は、これま 6す。老朽60年を経 また、 経年

中長期的な経営の基本計画

下水道使用料の改定を行うこれでいます。

三年の健全化を図り、負担を将対の健全化を図り、負担を将対ではながら経対ではながら経めでいます。 状況の中でも、汚水処理人口では、このような厳しい経営である「下水道事業経営戦略」 備や、老朽化した施設の補修・を向上させるための管路の整

新料金・新使用料の適用時期



ました。 料金の改定を行うことになり は資金が不足するため、水道 用に対し、現行の水道料金で 用に対し、現行の水道料金で ます

下水道使用料の改定

改定の必要性

ます

状を解消していく必要がありたができておらず、この現中用料収入だけで経費を賄うでの下水道事業では、下水道を用料収入だけで経費を賄うるとができておらず、この現の下水道を開料で乗ればなりません。しかし、本

検針票を確認してください、地域によって異なります。※検針月が奇数月か偶数月か 新使用料を適用します。

様針分の料金・使用料に限り 現行の料金・使用料を適用し、 金・新使用料を適用します。 本年4月1日以降に水道・ 下水道の使用を開始した場合、 下水道の使用を開始した場合、 料金・使用料改定後初めての下水道を使用している場合、下水道を使用している場合、下水道を使用している場合、

▲詳しくは市ホ

ームページを確 認してください

要になることが見込まれてい画しており、多大な費用が必施設の更新や耐震化工事を計に、老朽化した水道管・水道

令和6年4月1

日から

適 新 用料 時金

の

3 広報いせさき No.459